

河長監第21-5号
平成30年10月30日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員
村治 規行
道端 俊彦

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：河内長野都市開発株式会社

第2 監査対象期間

平成29年度及び平成30年度（監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成30年7月30日（月）から平成30年10月15日（月）まで

第4 監査対象団体所管部局

都市づくり部都市創生課

第5 監査項目及び手続き

監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象団体の出納及び出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

- ・ 備品について

河内長野都市開発株式会社の執務室内にある備品については、備品シールが添付され、備品台帳に記載されていました。しかしながら、執務室以外に保管する備品等の管理は、所在のわからないものや有無が不明なものがありました。河内長野都市開発株式会社は、備品の整理を行い、適正に管理する必要があります。